

平成26年 6 月定例会 防災対策特別委員会 (付託)

平成26年 7 月 7 日(月)

〔委員会の概要〕

岸本委員長

ただいまから、防災対策特別委員会を開会いたします。(10時34分)

直ちに、議事に入ります。本日の議題は、当委員会に係る付議事件の調査についてであります。付議事件につきましては、お手元に御配付の議事次第のとおりであります。

まず、理事者において、説明または報告すべき事項があれば、これを受けたいと思います。

【報告事項】

○「徳島県地域防災計画」の修正について(資料①)

○戦略的災害医療プロジェクトの実証実験について(自衛隊ヘリコプターによる夜間災害時救急搬送訓練)(資料②)

床桜危機管理部長

当部からは、2点御報告をさせていただきます。お手元の委員会資料その1を御覧いただければと思います。徳島県地域防災計画の修正についてでございます。地域防災計画は、災害対策基本法に基づく、本県の災害対策の基本となる防災計画でございます。徳島県防災会議において、毎年検討を加え、必要に応じ計画を修正するものでございます。今回、徳島県防災会議に先立って、県議会に事前に御説明させていただくものでございますが、主な修正の内容としては3点ございます。

第1点は、災害対策基本法の改正により、国の防災基本計画が改正され、平素からの防災への取組の強化などの事項を新たに加えるものです。

第2点は、昨年度行いました南海トラフ巨大地震の被害想定公表、全国初のイエローゾーンの指定などの、本県独自の先進的な取組を加えるものでございます。

第3点は、南海トラフ地震対策特別措置法により、地震防災上、緊急に整備すべき事項等を定める南海トラフ地震防災対策推進計画の内容を反映させるものでございます。

今後の予定といたしましては、県議会での御論議を踏まえまして、来月8月に開催予定の徳島県防災会議で御審議を頂いた後に、地域防災計画の改定を行う予定としております。

次に、お手元の委員会資料その2を御覧いただければと思います。戦略的災害医療プロジェクトの実証実験として実施する自衛隊ヘリコプターによる夜間災害時の救急搬送訓練についてでございます。ドクターヘリや消防防災ヘリが運行できない夜間における災害医療体制を検討するため、海上自衛隊をはじめ、徳島赤十字病院、地元阿南市や地域の方々の協力の下、本県で初となる夜間における救急搬送訓練を実施する運びとなりました。具体的には、「日時」に記載しておりますけれども、明後日の7月9日に、離島である阿南市伊島において地震による負傷者が発生したとの想定の下、負傷者を海上自衛隊のヘリにより小松島航空基地へ、その後、救急車により徳島赤十字病院へ搬送する訓練を実施いたします。

なお、台風等の影響により、天候上問題がある場合は、7月下旬に順延することといたしております。なお、ヘリによる夜間訓練には、離着陸の際の照明が重要な鍵を握るわけでございますけれども、道路標識標示業協会の協力の下、通常は道路安全器具として活用するとくしまオンリーワンLED製品の認証を受けた照明機材を使用した実証実験を行うことといたしております。今回の訓練によりまして、夜間における救急搬送の課題を明らかにし、今後の災害医療体制の強化に生かしてまいりたいと考えております。以上、御報告を申し上げます。よろしく御審議のほど、お願い申し上げます。

岸本委員長

以上で報告は終わりました。それでは質疑をどうぞ。

笠井委員

ちょっと質問に入ります前に、本会議の一般質問で私が、徳島県から派遣された職員が6名おると、そこは塩釜港湾事務所だったというふうな本会議での報告をしたんですけれども、私の勘違いでありまして、実際は気仙沼港湾事務所に徳島県の6名がおられたということでございます。訂正をしておきたいと思います。

それから、本当は1時間ぐらいあそこで防災に関してやるつもりだったんですけれども、ほかのやりたいこともたくさんありましたので時間が割けませんでした。そこで、私と長尾議員が行きまして、いろんなことを現地で聞きまして感じたことを質問したいと思います。

発災直後に緊急車両にガソリンを入れるということで指定したと思うんですけれども、一般の方は10リットルのガソリンをもらうのに、何時間も待ってやっと10リットルのガソリンがもらえたということなんですけれども、徳島県は、いざ発災というときに、どういうふうな業種というか、どういう関係の機関に緊急用のガソリンを入れるのか、まずお聞きしたいと思います。

金井南海地震防災課長

災害時のガソリン等の供給についての御質問でございます。災害時の緊急的な救助応急活動に必要なガソリンの確保は、重要な課題の一つであると認識しておりまして、県では昨年10月に、徳島県石油商業組合との間で災害時等におけるガソリン等燃料の供給に関する協定を締結したところであります。窓口は商工労働部となっておりますが、この協定の中で、災害対策基本法に基づく緊急通行車両に対して優先的に燃料供給を行っていただくよう定めております。災害対策基本法第76条において、緊急車両というのを定めておりますが、この中には県市町村、警察、消防などの防災関係機関の車両に加えて、災害応急対策の的確かつ円滑な実施に必要な車両その他も含まれております。それで、災害応急対策についてはどのようなものが対象となるかといいますと、これも法律で定めており、様々ありますが、例えば清掃、免疫その他保健衛生に関する事項とか、物資等の緊急輸送の確保に関する事項とかございますので、県消防等の防災関係機関の車両も対象となると考えております。

笠井委員

今お聞きしましたら、私たちが危惧しておりました衛生に関することというのが入ってくるんですけども、現実に宮城県の場合、ガソリンがこなかったということで、というのは下水道が壊れましてマンホールからし尿が吹き出してるという、そういう状況になったのにガソリンもない、あるいは通信網も途絶えまして、実際にそういう業者の方に聞きますと、県との協定は結んでおったと。にもかかわらず、現実に連絡が来たのは日本海側の新潟県とかあっちのほうから要請が来たと。協定結んでるにもかかわらずそういうことになって、いざ出動ということになりますとガソリンがなくて、結局は新潟だったかな、新潟のほうからドラム缶で運んでいただいたというような状況になったらしいんですね。ですから、私どもが聞いたのは、やっぱりああいう港町は冷凍食品とか、あるいは破堤によってたくさんの魚が打ち上げられたりとか、あるいはそういうし尿がもう町中にあふれて、村井知事と話した中で、報道ではああいうふうに出ているけれども、臭いだけはどうしても分からんだろうということだったんですけども、本当にそういうし尿処理の業者の方と話をしますと、その方たちでも鼻をつまむような、非常に悪臭が漂ったということなんですね。ですから、そういうときには恐らく通信網も途絶えておるだろうし、ガソリンの緊急車両の指定もなかなかいかないんじゃないかと思えますけれども、やっぱりこれはきちっと、私、防災訓練ということで一般質問でも言いましたけれども、やっぱりそういう業者も入れて訓練しておかないと、本当に緊急時になりますと、そういうことができなくなるということで、是非そういう業者も入れて、あるいは緊急時には、今言った緊急対応車の認定をしてもらって、そういう業者が動けるように。そうしないと、本当にもうすごい臭いになるらしいです。私が子供の頃に今切川がよく破堤したんですけども、子供ですからうれしくて、いっぱい魚が上がってくるんですね。そこへ入って魚を押さえたり、そんなことして子供の頃遊んでいたんですけども、あの大きな津波になりますと、本当に数えられないぐらいの魚が打ち上がると。それを、打ち上がった魚を手で一つずつ拾って非常に苦労されたらしいので、是非これはそういうことにならんように、防災訓練にもそういう方たちに参加してもらい、また緊急時にはガソリンを優先的にするように、是非お願いしたいと思っております。

それから、鹿折中学校の避難所に行っていていろいろお話を聞きました。3年もたっておりますので、比較的住民も安定して暮らしておるんですけども、発災時の状況を聞いていますと大変だったということなんですけども、その中で、発災直後というのは道が通れませんか、せつかく助かった命を守るために、もちろんいろんな方が努力されたんですけども、助かった方でも非常にたくさん亡くなった方があるんですね。もちろんそれは精神的なものもあるし、いろんなものがありますけれども、例えば簡単な、風邪引いたとか、あるいはおなかを壊したとか、そういうのもたくさんあると思うんですね。そのときに、道ががれきで救急車も通れないというようなことがあると思うんですね。そのときに、配置薬、いわゆる置き薬ですね。置き薬があれば、簡単な消毒薬であるとか胃薬であるとか風邪薬であるとか、そういうふうな簡単な配置薬がありますと、医者が間に合わなくても、あるいは医者に行く道が通れなくても、ある程度は防げるんじゃないかと思えますけれども、徳島県におきまして、いわゆる避難所になっている所に、こういうような配置薬を置く予定はあるのか、あるいはもう予定をしておるのか、ちょっとお尋ねしたいなと思いま

す。

久米薬務課長

委員から今、避難所における配置薬の配備ということについて御質問を頂きました。今の県の取組の現状ということなんですが、南海トラフ巨大地震の発生を見据えまして、県内各所に初動医薬品でありますとか慢性治療医薬品でありますとか、そういったものを分散備蓄するとともに、医薬品卸業協会でありますとか薬剤師会、そういった関係団体との間で協定締結とか薬務コーディネーターの設置など、災害時に必要となる医薬品とか薬剤師の確保に向けまして、実効のある体制整備に現在努めているところでございます。

今、委員から御提案いただきました、その避難所に配置薬を設置したらどうかという御意見でございます。この配置薬といいますのは、配置員の方が配置先を訪問して医薬品の入った箱を配置して、次の訪問時に使用した分の代金を清算集金するという、そういった独特なシステムをとっておるものでございます。そういったことから、この初期投資費用が不要であるということと、今御説明しましたように定期的な管理によりまして、品質劣化とか期限切れの心配がない。そういった特性を有しております。少ない行政コストでもって、避難所における医薬品の備蓄というのが可能になるということが期待されると思っております。この配置薬を活用した場合は、風邪薬でありますとか胃腸薬、傷薬、一般的に家庭での常備薬というのが中心になりますが、先ほど委員のお話にありましたように、公助の手がいまだ行き届かない発災直後の混乱期の備えとしまして非常に有効なものと考えております。委員から御提案を頂きまして、今後、配置事業者によりまして、現在徳島県内で組織されます徳島県医薬品配置協議会と連携を図りまして、避難所の設置運営主体となる市町村等に対する働き掛けにつきまして検討を進めてまいりたいと考えております。

笠井委員

今、答弁にありましたように、配置薬というのは使った分だけということで、しかも期限切れのない薬が配置されると。配置薬業者というのは本当にその地区の状況が非常に分かっているという意味からも、是非この配置薬、行政に負担がかからないと思いますので、協議して、置いていただけるようにしていただけたらなと思っております。

それから、独居老人のことについてちょっとお伺いしたいと思うんですけれども、実は3.11の時に、うちの町内でもあったんですけれども、独居老人が団地の中においでたんですけれども、行ったらその方がおられんですね。恐らく独居老人の方一人だけではないとは思いますが、地区の自主防災会にこういう人たちの名簿を頂けるのかどうか、ちょっとお尋ねしたいと思います。独居老人の名簿を。

大塚地域福祉課長

独居老人と申しますか、高齢の方で独りでお暮らしになってる、それが寝たきりになっていると。そういった高齢者の方につきましては、災害時要援護者の範ちゅうに入ることになるんですけれども、各市町村におきまして、そういった独り暮らしの方で避難行動が難しい方、そういった方の名簿、避難行動要支援者名簿というんですけれども、こ

ちらを市町村で作成して、それでその名簿情報について、災害時には自主防災組織あるいは警察、消防、民生委員、そういったところに提供できるような仕組みにはなっております。ただし、その名簿にまず登載するという作業が前提になるということでございます。独居老人の方も、避難行動が難しい方であればその対象になるということになります。

笠井委員

今、お聞きしましたら、発災後にそういう名簿をもらえるということなんですか。事前にそういう名簿は頂けないんですか。

大塚地域福祉課長

もちろん事前に提供も可能でございまして、まずは市町村のほうでその名簿に登録をするという作業が今、進められております。まず登録されて、それで地域のほうの自主防災組織とか自治会あるいは民生委員、そういった方に本人さんがかまわないよという同意があれば提供できると。そういう仕組みになっております。

笠井委員

個人情報保護法というのができまして、非常に分かりにくくなったんですね。ですから、そういうのを誰でももらえるやいうんでは、これは個人情報が漏れますので、自主防災会の会長であるとか今言われた民生委員であるとか、そういう方には是非事前に配っていただかないと、本当にどこにいるのか分からないような状態では、当日慌てて一所懸命捜して、明くる日に、いや、ここにおりますよやいうて連絡あったんです。だから、多分その家だけじゃなくてほかにも多数そういうことがあると思いますので、是非そういうことも進めてほしいなと。自分が独居老人であるって申請しないと、それは登録できないんですか。

大塚地域福祉課長

各市町村によりましてその辺の線引きはまちまちでございまして、例えば年齢で65歳以上とか75歳以上とか、あるいはもう年齢制限は設けないと、避難行動をとることが難しい高齢者の方であれば、その地域の方である程度この方は独りで動くのは難しいだろうというようなことが分かれば、そういった方は名簿に登載できるような仕組みになっております。先ほど委員がおっしゃいました個人情報ということがあるんですけども、これが昨年の6月に災害対策基本法が改正されまして、これまでは必ず本人の同意がないと名簿に載せられなかったものが、役場の中ではそれにかかわらず、まず名簿に登載できると。実際、発災時にも、あるいはふだんの情報共有というところでも、本人の同意が得られれば、自治会、自主防災組織それから民生委員、そういった方に情報提供して、皆さんが地域で情報共有できると。そういうことになっております。

笠井委員

いつ発生するか分かりませんので、とくしまー0（ゼロ）作戦ということなので、できるだけ気が付いたことをやっていくと。徳島県民が本当に死者0（ゼロ）と言われるよう

になるために、これからも努力していただきたいなと要望しておきます。以上です。

長尾委員

部長のほうから報告のあった、その2の自衛隊ヘリコプターによる夜間災害時救急搬送訓練についてお聞きをしたいと思います。これについては前回の事前委員会で御質問させていただいた折に、7月9日に行うということでございましたが、今回、この伊島という離島で災害訓練をするということでございますが、これは非常に大事なことだと思いますが、今後の災害医療体制について、更にこれを基に検討していくというような御説明だったと思いますが、そこで、今日は牟岐の西沢委員もおりますが、これ、伊島で今回やりますが、今後、県内の離島というのはあと、伊島のほかにありましたっけ。

（「出羽島」と言う者あり）

牟岐の出羽島といったことも、今後訓練をされる計画はあるんでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま、夜間ヘリ救急搬送訓練につきまして、委員から今後もこうした訓練を続けていくのかといった御質問でございます。今回訓練を実施します背景といたしましては、自衛隊法第83条に基づく県からの災害派遣要請を行い、伊島で地震で負傷者が発生したという想定で訓練を行うものでございます。そして、今回は伊島を選びましたのは、今回の訓練は、夜間や荒天時に交通手段が途絶しやすい離島を対象に大規模災害を想定して行うといったことでございますので、本県にはまた離島では出羽島というのもございます。実際、訓練を行いますには、地元の調整とか、最初に自衛隊、医療関係機関の御協力といったこともございますが、訓練を重ねていくといったことは大変重要であると認識しております。今回初めてとなる夜間訓練を実施いたしまして、まず、課題や今後の在り方について自衛隊をはじめ関係者の皆様の御意見を十分にお聞きして、次の訓練ができますよう、県といたしましてはしっかり協議してまいりたいと考えております。以上でございます。

長尾委員

これをやってその上で今後検討もしていくということではありますが、ここにも書いてありますように、夜間訓練でありますから、当然夜間の離着陸のためには照明機材を備えておらなければできない。こういうことから、これは今のところ海だけれども、今度陸地、当然土砂災害等で山間部が隔離された場合、昼間のドクターヘリないしは消防ヘリが運航できない夜間の場合、そういったヘリポート若しくはランデブーポイント、そういう所で、今、夜間照明が設置されている場所というのは県内で何箇所、どこにあるんでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、県内で夜間着陸できる照明設備が整備されておるヘリポートが何箇所あるかという御質問でございます。照明が設置されている専用のヘリポートといたしましては県内4か所ということで、県立中央病院、市民病院、ハウエツ病院、それから大藤地区のヘリポートという4か所でございます。

長尾委員

もう一回、県立中央病院それから市民病院、ホウエツ病院、大藤地区というのはどこやったかな。

(「東みよし町」と言う者あり)

東みよし町がそういう山間部で遮断されたりした場合にという所ですね。その4か所、病院が3か所、遮断されたようなところで大藤地区というのが1か所だけけれども、今後県として、夜間照明を付けなくちゃいけない必要性がある箇所というのはほかに想定はしているんでしょうか、それともないんでしょうか。あればどこなんでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今後の照明設備を備えた専用のヘリポートの整備の予定があるかという御質問でございます。夜間に緊急時に離着陸ができるというようなヘリポートにつきましては、その必要があるということは十分認識してございまして、今後、そういうふうな必要な箇所がございましたら、また今後検討するなり、あと、県が今持っておりますとくしまー0(ゼロ)作戦緊急整備事業におきまして支援をしていきたいと考えてございます。

長尾委員

要望が出てきたというか、今、具体的に県内の自治体、若しくはそういったことが想定される県内の自治体若しくは地区で、県に対して夜間の自衛隊のヘリの要請というか、そのための夜間照明とかそういった要望は出ている所があるんでしょうか、ないんでしょうか。今の話だとなーいというような感じなんだけど。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、直接市町村のほうから、そのような要望につきましてはお聞きしていないという状況でございます。

長尾委員

冒頭に徳島県地域防災計画というものについての説明がありましたが、今後、今回のこの伊島での訓練を機に、やはり自治体も自分の地域を考えれば是非お願いしたいという所もあるかもしれませんので、それをしっかりと聞いていただきたいと、このように思います。

次に、最初に説明のあった地域防災計画の修正についてというところで、昨年度行った本県独自の先進的な取組、南海トラフ巨大地震被害想定(2次)公表、この平成25年11月の分に対してちょっとお聞きするんですが、先日、笠井委員と一緒に宮城へ参りましたが、やはり発災当時、その直後、やはり徳島県議会でも議論になりましたが、がれきの処理、震災ごみの処理といったことが大変な問題であって、それをよくこの3年近い間に御努力されて、今ではかなり整理というか処理ができたということでございましたが、この南海地震を想定した、徳島でいうと死者が三万人というようなあーいう数字、またがれきの量、そういったことを踏まえて、各市町村ではそういうがれきないしは震災ごみの仮置き場の候補地のリストアップというのは、今、24市町村どういう現状なんでしょうか。これは全

てもう候補は挙がってるんでしょうか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、市町村におきまして、災害廃棄物の処理の場所についてどのような状況かという御質問でございますが、災害廃棄物の処理計画につきましては、徳島地震対策行動計画にも位置付けてございまして、現在、県におきましては、県の災害廃棄物処理計画を平成26年度に見直しをいたしました。それを受けまして、現在、市町村のほうにおきまして、災害廃棄物処理計画の見直しを現在行っているというところでございます。

長尾委員

だから、いわゆるその仮置き場の候補地の見直しもやってるんだろうけれども、要は基本的には見直しの前は全部できてたのかできてなかったのか。そして今、見直しによって全部きちっとできるように、想定が出たものだから、それで量が以前と違ってたくさんになったので、それじゃ足りないというんでそういう見直しをしてるのか。その辺をちょっと教えてください。

金井南海地震防災課長

今、市町村における災害廃棄物処理計画を見直しておるといった説明をさせていただきました。これにつきましては環境部局が所管しておりますが、聞いたところによりますと、今回、被害想定で廃棄物のがれきの発生量がかなり増えたといったことで、去る24日に県市町村による連絡協議会を立ち上げまして、災害廃棄物の処理方針、あと各市町村の役割を示した徳島県災害廃棄物処理計画の見直し、あと市町村が災害廃棄物処理計画の策定ができるよう、その指針となるガイドラインの作成に着手したと聞いておりまして、この中で市町村の仮置き場の候補地選定、あと必要な面積の確保についても、今後、連絡協議会において幅広く検討を進めると聞いております。前回できておったかどうかというのは、手元に資料がございません。

長尾委員

これは市町村は市町村で、本当にこの候補地を探すというのは大変な御苦労があって、結局ないから小学校や中学校の、高校の運動場にがれきを置いて、その後は教育上での運動場が使えないという問題もあって、今回視察した所でも、別の所に運動場というか体育施設、運動場みたいなのを構えてやっているとこのがあるので、なかなか市町村だけでは難しい、市町村内では難しいというケースがあるかもしれない。そういった場合に、県有地とか、県のほうで例えばそこは相談に乗るといようなことも必要だと思うんだけど、そこは相談に応じて、一緒にそこを候補地とするといようなこともしているんでしょうか。

金井南海地震防災課長

震災がれきについては一般的に市町村が処理するとなっておりますが、地域防災計画におきましても、甚大ながれき量が発生すれば市町村間で応援したり、あと県内あるいは県

外との広域処理体制を構築するということになっておると聞いておりまして、現在、先ほど申しました市町村との連絡協議会で、その広域処理体制についても、1市町村では賄い切れないといった視点も踏まえまして、今後、構築していくと聞いております。

長尾委員

だから、市町村間でというのは分かるけど、県・市町村間でっていうことにはならんの。

金井南海地震防災課長

県内市町村間及び県外、もちろんその中には県外でも広域処理といったこともございますが、当然県有施設等につきましても仮置き場の候補には入ってくると認識いたしております。

長尾委員

是非そうしてもらいたいと思います。

それから、3.11は強烈だったわけですが、その前に阪神大震災も強烈な問題、それは内陸であったのと津波というのでも発生するという違いがございますが、そこで、先日の文教厚生委員会の教育委員会関連でも申し上げたんだけど、以前、阪神大震災の後の防災対策委員会で、ビルが崩壊するとか、崩壊しないまでも窓ガラスが飛散をして、これが大変な凶器ともなる、そういう事態が阪神大震災の時にはあったということから、神奈川県横浜を視察した時に、横浜の学校では防災教育として、窓ガラスに生徒が飛散フィルムを貼る、さらには屋上にヘリサインを描くというのを防災教育でやっておったといったことを取り上げて、県教委は残念ながら生徒にやらせず、予算がないという中で業者にやらせた。それはまだ30、施設数で言えばまだまだ半分も行っていないわけだけど、それを防災教育、さらにその生徒さんたちが家に帰って地域でまた役立てていくということもあるということを指摘をさせていただいて、今後はしっかりと生徒さんにやってもらったほうがいいと。もちろん危険な所はやる必要はないわけですが、それはそれで県教委も、先日その答弁、今後検討していくという答弁があったんですが、県庁も含めて県施設、それから病院は県立3病院は免震があるから窓ガラスは飛散しないという認識に立ってるんだけど、3病院プラス1の鳴門病院なんかはどうするのかといったことについて、この窓ガラスの飛散フィルムの施工というか、これについて県施設それから病院、今後どうするのかですね。これに対して、今度成立した南海トラフの法律、これは当然ソフト、ハード両面にあるわけですが、ソフト面でもこの国の補助というのがあるやに聞いてるんですが、その法律を利用すれば負担は少なく済むといったこともお聞きをするんですが、このことも含めて、今後そういう県施設の窓ガラス、県職員が貼るのか、それも県職員が貼れば金のかからないわけですが、そういったことも含めてどういうふうに対応しようとしてるのか、また対策をしてるのか、お聞きしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

県有施設における飛散防止シートの設置についての御質問でございます。県庁や各合同庁舎をはじめとする県有施設につきましては、災害時の防災拠点になるというようなこと

で、事前にそのようなことに備えるということは十分重要であると考えてございます。そういうことから、まず、建物の倒壊を防止する耐震化について平成27年度完成をめどに対策を進めてございます。

それで、本庁舎及び6合同庁舎につきまして管財課のほうに確認をいたしましたところ、これら既に耐震改修が完了している施設につきましては、現在、更なる防災拠点機能の強化を図っているというところでございまして、本庁舎におきましては、省エネ機能と飛散抑制効果を併せ持ったシートの試験導入を開始したところというふうに伺ってございます。今後、施設を所管している関係課とも連携をしながら、防災拠点機能の強化に努めてまいりたいと考えてございます。

田中医療政策課長

今、加えて、鳴門病院についても飛散防止のフィルム、対応できてるかという質問でございます。まだできておりませんので、県の施設、県立施設と同様に対応してまいりたいと考えております。

長尾委員

是非、せっかく南海トラフの法律ができて、その中でソフト、ハード両面にわたってあるということですから、予算を効果的に使って、一日も早くそういう窓ガラスの飛散フィルムの施工というものを、なるべくならば、金がないといつもおっしゃるわけだから、当然それは職員でできることがあれば職員でできるところでやると、プロでやらなければいけない所はプロにやってもらうというようなことを是非検討して進めていただければと、このように思うところでございます。

先日、7月4日が徳島空襲の日ということで、新町川沿いの旧高原ビルというんでしょうか、そこへ参りましたら、そのガラスはそのまま残ってる。残ってるんだけど、火災の熱でガラスにひびがいっぱい入ってる。ひびは入ってるけど割れてはいない。それはなぜかという、中に網が入ってるわけ、鉄のいわゆる網がガラスに。だから、やっぱりああいうものだ、地震ではないけれども、熱であったとしても、ひびが入るだけで落ちないという意味においては、私もすごいなと。それが今回、飛散フィルム、飛散シートという、特に最近の建物はガラスの面をいっぱい使ってる建物が、特に高層ビルも多いわけでありまして、それが本当に地震のときに、通行する人に被害をもたらすというようなことも十分あるわけですし、そういう意味では是非これを県が率先をしてやってもらいたい、このように重ねて要望しておきたいと思います。

それから、笠井委員のほうからもあった中で、この清掃、し尿処理といったことは、なかなか非常に表に出てないところがあるわけですが、県内の二つの組合と県が協定を結んだ、そういう中で、ここは環境部局がないわけだけど、答えれるのかどうか知らないけど、しかし、危機管理上、防災対策にもなると思うので聞きますが、県内の、具体的に聞きますと、宮城なんかの場合、東北3県の場合は本当に県内だけで処理できない。したがって、周辺県の協力、それを県庁の職員の方があ意味的確に他県の市町村と連携をとって、その避難所における仮設トイレはあるわけだけれども、結局清掃できないとたまっていくわけであって、そういったときに連携をとって県内外の対応をすると。県内でできるものは

県内でやる、しかし、県内でできない場合は県外とやる。こういう体制が本当に必要だと思ったわけですが、この辺のところは具体的な災害協定の中からこういったことまで入ってるんでしょうか。

大和砂防防災課長

災害時のし尿及び浄化槽の運搬に関する協定ということで、徳島県の環境保全協会、また徳島県環境整備事業協同組合と県とで協定を結んでおります。この内容につきましては、災害時避難所に設置されました仮設トイレのし尿や避難所となりました公共施設等の浄化槽、汚泥などの収集運搬を考えておまして、この中で市町村、当然一義的には市町村がやるということなんですけれども、委員おっしゃったように災害時にはいろいろあって手が回らないとか、そういうコーディネートをするというようなことで県がそのことをするようなことになっております。ですから、個別具体的に何々県とかそういう表現はございません。

長尾委員

要は、まだこのことについては他県との協定はない、だけど個別的にはやれるということで理解していいですか。

大和砂防防災課長

個別にはありませんけれども、いざ発災時に要望があれば考えていくことになるろうかと考えております。

長尾委員

それじゃ、もしものときにきちっと対応できるように、協定を結ぶのがいいのか、結ばなくてもできるのか。結ばなくてもできると言うなら、それできちっとその体制を組んでおくことが、どたばたしないでやれるということでお聞きをいたしましたので、是非よろしくお願いしたいと思います。

それから、さっき笠井委員のほうから質問があつて、お答えになったかどうかちょっと私もはっきり分からないんで、その燃料の問題がございましたが、併せて防災無線の回線確保ということは言われましたかね。やはり救急車両というのは先ほど言った、燃料が大事なのと、もう一つはこの防災無線。結局県庁から、今言った例えばどこその避難所にすぐバキュームカーを持ってってくれ、ここの避難所に持ってってくれ、そういう連携、連絡がやはりとれない。いざ発災時後というのはですね。そういったときに、やはり電話回線ができなくても、防災無線で公的機関で必要な所は連絡をとり合えるようになってるわけですが、そのときに宮城県ではその防災無線の回線の中に、そういう清掃車もいわゆる救急車両と認定をして防災無線の回線を確保したと、こういう話がありました。これは本県はどうなんでしょうか。

金井南海地震防災課長

ただいま委員より、大規模災害時の通信手段として無線の配備についての話でございま

すが、委員御提案のとおり、廃棄物業者、し尿処理業者との大規模災害発生時に業界との情報手段といたしまして、電話の不通、停電が広範囲に発生した場合には無線の活用が重要であると考えております。このため、県などの行政機関と災害応急対策に当たる業界との情報伝達につきましては、災害時に一般公衆回線による通信を行うことが困難な場合にあっては、総務省の告示に基づきまして、県とし尿処理業界や産業廃棄物業界をはじめとする業界団体との間で無線局の管理や運用に関する契約を締結し、県が保有する無線機を一時的に運用させるということが可能となっています。このため、大規模災害時におきましては、情報伝達が困難な場合となりますと、県の災害対策本部におきまして被害状況や緊急性を判断させていただきまして、必要な業界への無線機の貸出しを行いまして、情報伝達手段が確保できるように検討してまいりたいと思っております。

長尾委員

そういったことができるということですのでありますから、例えば今言われたけど、清掃業界も防災訓練に参加をして、そういう無線を使つての訓練はやってるのかやってないのか。今後の防災訓練で私はやるべきだと思うけど、それをやるつもりがあるのかどうか。

金井南海地震防災課長

ただいま、協定締結先の団体等の日頃からの訓練の重要性という御提案をいただきました。危機管理部におきましては、9月1日に開催します県の総合防災訓練におきまして、がれきの撤去を担う建設業協会には一緒に訓練に参加いただいております。また、産業廃棄物処理業界のほうにつきましては、県民環境部のほうで毎年情報伝達訓練というのをやっておりますが、無線は使っていないかと思ひます。そういう意味も含めまして、今後、し尿処理業界とか、委員御提案のとおり、ふだんの訓練は重要と思ひますので、協定締結先とのふだんからの連携、訓練につきましては、危機管理部あるいは関係部局が協定を巻いておりますので、その実効性が確保できるよう呼び掛けて取り組んでまいりたいと思っております。

長尾委員

事前委員会で防災会議のメンバーを、40人から60人だったかな、20人増やすという中に、建設業業界また産業廃棄物業界さらには清掃業界、そういった関係者も入れるべきだと。それは今後検討したいというような話があったけれども、訓練も合わせて、私はその3団体、そして特にそういう連携がとれる体制というのをしっかりとふだんから訓練しておくことが大事だと、このように思ひますので、是非9月の時には、そういった関係団体も入って実証の連絡訓練というのもやっていただきたいと、このように強く要請をしておきたいと思ひます。

もう一点は、防災士ということにつきましても事前委員会で出まして、防災会議のメンバーに入れるべきだというような御意見もございました中でお聞きをするんですが、今現在、県内には防災士は何人いるんでしょうか。それを県は何名を目標にしようとしているんでしょうか。そして、そのうち女性は何人でしょうか。

志田防災人材育成センター所長

県内の防災士に登録されている方の人数についてのお尋ねでございますけれども、平成26年3月末、25年度末の数字でございますけれども、県下で日本防災士機構の防災士の資格を取られて登録されている方は、832名ということになっておりまして、そのうち女性は133名という状況です。目標についてのお尋ねでございますけれども、県のほうで具体的に防災士を何名までということではその目標というのはいないんですけれども、やはりその防災士という制度、阪神・淡路大震災の教訓を踏まえて、民間レベルで防災の常識を備えた方を増やしていった地域防災力を高めるということでございますので、事前委員会でも申し上げたんですけれども、県の職員含めて、着実にこの防災士の資格を持った方々を増やしていく、そのための研修の充実を図っていくということにしております。

長尾委員

今、御答弁があった中で、研修を充実させていくと、こういうことでありますが、この防災士になるための資格を取るための研修、講習というのは、いつ、平たく言えば平日なのか土日なのかということについてはどうなんでしょうか。また、その時間というか、試験のスケジュールはどうなってるんでしょうか。

志田防災人材育成センター所長

防災士の資格を取るためには、まず日本防災士機構が認証する一定の講習を受けて、それから普通救命講習というのを受けて、そしてその上で防災士機構の試験に合格するということで登録ということになります。

それで、県のほうで防災士の資格を持った方をできるだけたくさん養成していくというために、徳島大学と連携しましてその研修を実施しておりますけれども、一つは長期研修という形で、徳島大学が徳島大学の学生に対して行っている授業、その中に社会人も含めて対応していただくということで、これは毎週1回、夕方に90分の講義を全部で約30回、そしてその上で試験を受けるということが一つ。それともう一つが、なかなか毎週1回平日の夕方というのは、社会人の方が参加しにくい面がございますので、短期講習というのを設けておりまして、これにつきましては土曜日、日曜日の計5日間、これは朝の9時半から5時までの丸一日の講習を5日間受けていただいて、その上で試験を受けていただくという短期講習も行っております。それとあと、事前委員会で松崎委員の質問にお答えしましたけれども、県の新規採用職員向けの研修、これについてはまた別途8月に計画をしています。そういう形で三つの研修パターンを今、徳島大学と連携して実施しているところでございます。

長尾委員

よく分かりました。先日、ある防災士から女性が少ないというお話もあって、女性が受けにくい時間帯、今言う平日の夕方かな。そういう時というのはなかなか受けにくいというお話があって、大学でやってるという話で。しかし、今の話を聞くと、短期講習というのが土日にあるということだけど、その代わり何回か受けなくちゃいけないということはあるようですけれども。私も町内会長、自主防災会の会長っていうのをやってたけど、な

かなか町内会の総会をやっても男性はこない。地域のつながりもない。班長さんなんていうのは女性。という中で、本当にこの防災士とかそういう研修を受けるというのはなかなか非常に難しい中で、さっきの御質問の中でも、今回の主な修正の内容で要配慮者名簿の作成というのがあって、今後、民生委員とかそういうところへ名簿を、従来のちょっと行き過ぎた個人情報保護法じゃないが、それを少し見直してやろうとしてるわけけれども、そういったことにつきましても防災士がそれぞれの地域に、それは多分自主防災会の中に一人防災士がいるということぐらいになればすばらしいと思うけれども、先ほど目標はないとおっしゃったんだけど、私はできれば本当に県下全町内会、全自主防災会の中には必ず一人、二人は防災士がいると。そして必ず女性もいるというような、私はやはり目標を立てて取り組むべきではないのかと。そしてまた、本当にもっと一般の主婦の方とかが受けやすい防災士の講習の在り方というものを、今後県としても、それこそ南海地震が直接的に迫っている、そういう地域でもありますので、県独自というか、県が率先してそういう提言をするとか、特に女性に向けての在り方といったものを検討したらどうかと提案いたしたいと思いますが、いかがでしょうか。

志田防災人材育成センター所長

防災士の今後の在り方についての御質問ですけれども、まず目標の数値につきまして、防災士、先ほど具体的な数値目標はなくて、できるだけ官民間わず広げていくんだというお話をさせていただきましたけれども、個人の資格ということで、なかなかそのあたり目標を定めにくいということがございまして、県のほうでは今目標として設置しているのは、防災士の受験資格を得るための研修を終えた方、その地域防災推進員という立場になられる方です。そういう方については目標数値を、研修を終えられるという方については持つておるんですけれども、繰り返しになりますが、防災士ということについてはないんですが、ただ、これから県の新規採用職員については全て研修を受けさせて防災士の資格を取らせるという方針を出しておりますことから、それだけ防災士という資格について特別の意味を持たせて対応、研修を進めていくということでございますので、今後、防災士の目標ということについても検討させていただきたいと思っておりますし、また、そういう中で、女性の方がもう少しもっと研修を受けやすい環境づくりということについても、今までも徳島大学と協議をしながら、時間的なもの、時間、期間ですね、それからカリキュラムの数とかについてもいろいろ協議をする中で、充実、工夫もさせていただいてきたところでございますけれども、さらに委員から御提案のありました点については、徳島大学と協議の中で話をさせていただきたいと思っております。

長尾委員

是非徳島大学とも相談をしていただいて、昼間御自宅におられる、女性が仕事をしてるといっても、そういう女性の方が地域に男性より密着してるのは間違いないし、是非そういう方々が講習を受けれるような、受けやすい、そういう体制を検討していただきたいと要望しておきたいと思います。

それと、今、県の新入職員は、この防災士を受けてもらうというお話ですね。市町村の新規採用の職員というのも対象になってるんでしょうか。なっていないければ、これは県が

やっていることでもあるし、是非毎年、市町村の新採職員にもこうした防災士の研修を受けるべきだと県から提案すべきではないかと思いますが、この御答弁を頂いて終わりにしたいと思います。

志田防災人材育成センター所長

先ほど、県の新規採用職員につきましては、今年度から全員に防災士試験の資格を取らせる方法で研修をするということで8月にやるわけですが、市町村の職員についてはそういう方向は出てないところでございます。県のそういう方針を市町村にも伝える中で市町村の取組も促していきたいとは思いますが、ただ一点、やはり市町村の職員も対象となりますと、人数的なものがどのぐらいになるのか。徳島大学との連携でこの研修をやっておりますけれども、徳島大学の工学部を中心とした教授陣の方々の御協力をいただいてやってるんですけど、その辺のカリキュラムの関係で、やはり一定のレベルの講座、研修をしないといけませんので、その時間的、人的な確保ができるかどうかというところがございますので、その辺は徳島大学との協議が必要なところがありますので、その点御理解いただけたらと思います。

長尾委員

是非よろしくお願いします。

西沢委員

大きな災害が発生したら、特に三連動なんかが発生したら、各地域が孤立して、物流も、また自治体も、全てがなかなかうまくいって応援体制が来るとというのが難しい、そういうふうな大きな災害もあると思うんですね。東日本大震災では、まだまだ日本全国からいいますと応援体制がとれましたよね。阪神大震災でも周りから、地域がまだ小さかったからいろんな応援体制がとれました。でも、残念ながら巨大過ぎる災害になると、そういう応援そのものが非常に困難になる、そういう想定もありますよね。だから、できるだけその地域地域でできることを、まず一生懸命やる。その地域でできるだけ物を確保して、それもいつときだけじゃなくて、できるだけ長く確保できるという状況を作っていくというのが一番の基本なんじゃないかな。そして応援を求めると。応援を先に求めるような体制では、非常に厳しい状況もあるんじゃないかな。基本的にそう思うんですけども、まず、このあたりからちょっとお聞きします。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、西沢委員のほうから、大規模な自然災害が起こったときに、なかなか避難が困難でないかと。そういう中で、やはり自助、共助といいますか、自分たちでできるだけのことをしておく必要があるんじゃないかというお話でございましたが、確かに南海トラフの巨大地震のような場合、超広域的な被害が発生するというようなことで、なかなか支援の手がすぐに回ってくるというようなことが難しいというようなことも当然想定されるということでございまして、そういう中で、やはりできるだけ長期間の自給自足体制といいますか、そういうのを構築していく必要があるのかなというように考えてございます。

西沢委員

まだまだ国が考えてる防災対策、計画なんかは、規模が小さい想定じゃないのかなって気がして仕方がないですね。現実的に中規模の三連動なんかが起こっても、かなり応援体制は厳しいんじゃないかなという気がします。だからこそ、地域地域、各町各町また各部落部落、本当に自分らがやれることはちゃんとやっていくという必要があるんじゃないかなと。だから、自給自足でやれるところはどんどんそういう体制をとっていくということが必要なんじゃないかなと思います。

そんな中で、自給自足するという中で、プロパンとかそんなものもなかなか、使い切ったら後、こないんじゃないかな簡単には。そういう供給基地もやられて、そういう想定も考えられるわけですね。特に沿岸部がかなりやられて、供給基地そのものが、油とかプロパンとかそういうようなものも、なかなかその次にこいつたって来るもんじゃないんじゃないかな。だから、エネルギーなんかもその地域で確保できる体制づくり、今、小水力発電とか太陽光発電とかいろんなものが各地域できつつありますけれども、それらをうまく災害に、どんな形で使える体制づくりというのも必要なんじゃないか。太陽光だから、例えば自分の家が自家発電用に作ったとしても、それは家だけじゃなくて、最近は車でも使えますよね。今、太陽光発電が、各家庭の屋根だけじゃなくていろんなところでやってますよね。そういうものもうまく利用、活用、どんな形にしろ、エネルギー源として活用できる体制づくりというのもどうなってるのかなと思うんですよ。前に和田島でしたか、県も電気自動車をそこに持って行って、そこで電気を得てまた走らせるという実験をして、全国でも初めてぐらいですか、分かりませんが、かなり実験をやったということを知りました。それはそれでいいんですけれども、でも、そこだけでいいんですかと。やはり先ほど言いましたように、自分の地域だけでも、孤立するのが多分ほとんどでしょうから、地域地域で、または各家庭のものをうまく利用するという体制づくりというのが、是非必要なんじゃないかなと。そうすることによって、太陽光とか小水力の発電のものをうまくエネルギーとして利用できる、車にも利用できる、各家庭にも利用できる、そういう体制が必要なんじゃないかなと思うんですけれども、この辺りはどんなんですかね。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、地域地域でエネルギー関係といいますか、太陽光発電といいますか、それらの整備について、その状況はどうなっているのかというような御質問でございます。今、県の県民環境部におきましては、防災拠点とか避難所等につきまして、平成24年度から再生可能エネルギー等導入推進基金、いわゆるグリーンニューディール基金によりまして、太陽光発電でございますとか蓄電池、そういうようなものの整備の促進を行っておるというふうに聞いてございます。

西沢委員

すみません、聞いておりますですか。進めるほうじゃなかったんですか、県は。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

失礼しました。そういう基金を活用して、積極的に防災拠点でございますとか避難所、そういう所で避難民の方が生活に困らないように取組を進めてございます。以上でございます。

西沢委員

進めておるということでございますけれども、例えば最近よく一軒の家が隣の敷地に太陽光のパネルを設置してというのをよく見掛けますけれども、また企業がということもあるでしょうけれども、どんなんですか。それらをうまく車に利用できるという、そういう装置みたいなものやってる所というのは、県内にどのぐらいあるんですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、車等に活用できる体制づくりがどの程度できておるのかという御質問でございますが、申し訳ございませんが、その数字は持ち合わせてございません。

西沢委員

だから、そういうものをちゃんと進めるために、例えばそういうバッテリーがどれだけ付いてるのか私は知りません、そういう各家庭のものとか企業とかね。それを電気で送る体制はできとるでしょうけれども、そのバッテリーにある程度ためておかなければ、それを車に移し替えられませんよね、バッテリーがなかったら。じゃ、バッテリーが付いとるんかどうか、これも分かりませんよね、それじゃ。そういうことを是非ちゃんと、県内だったら県内の企業とか各家庭のものを含めてちゃんと調査していただいて、その中で最低、孤立する地域地域に、やはりそういう供給できるシステム。バッテリーがあって、そこから電気自動車だったら電気自動車にエネルギーを、電気を供給できる、そういう装置が、最低、まずはその孤立する所に1か所はあって、本当言うたらもっともっとそれを広めてほしいんですけれども、そういう体制をまず作ってほしいと思います。それをやっぱ県が率先してそういう体制を作らないかと私は思うんです。いかがですか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、電気関係の、太陽光発電からそれを蓄電池なりで直ちに別の利用ができるように体制づくりを進めていく必要があるのではないかと御質問でございます。これにつきましては関係部局とまた連携を図りながら、今後、積極的に検討してまいりたいと考えております。

西沢委員

だから、バッテリーなんかいうたら、金額多分かなり高いと思います。バッテリーからコンセントなんかはそれほどかからんかも分かりませんが、バッテリーは物によっては、その大きさによりますから、金額が大きくなるんじゃないかな。そういうことの中で、その補助体制も考えないかんですよ。計画を立てて広めていくと。まずはそういう孤立する地域ごとに1か所、これはもう普通の補助じゃなくて県が、また国からの補助で100パーセントとするような、そのぐらいの気持ちでやらなかったら。そしてそのほかは徐々に広

げていく、そういうことが必要なんじゃないかと思います。いつ来るか分からん中では、まずは一つは確保しとくと。それで電気自動車にもおいでいただける。残念やけど、プロパンとかそういうふうなものはそこで消費してしまったら、後、なかなか厳しい、そういうふうに思います。だから、国のほうにもこういうことを言って、逆にそれをモデル地域にしてもらって、徳島県全体をモデル地域にってもらって、特に孤立する所はそういうエネルギー体制もとっていく。自分の所でそういう体制ができるような、そういう計画をあえて国のほうにお願いして、徳島県ができたならモデル県としてやってもらいたいと思うんですけれども、そういうことで頑張ってもらいたいと思うんですけれども、いかがですかね。これ、もう部長さんのほうに。これが最後です。

床桜危機管理部長

戦略的な災害医療体制を、今年、構築をするというのが大きなテーマになってございまして、さきの県土整備委員会でも藤田委員からも御指摘いただきまして、モデル地域を木屋平あるいは県南で阿部、あるいは四方原という所で検討するようにしております。その中で、やはり避難所をどのようにして運営をしていくのかといったものは非常に重要なポイントになろうかと思ひますし、そのためのエネルギー源をどのように確保するかといったことも大変重要な視点だと思いますので、今御指摘いただいたような点につきましては、しっかりと検討を加えてまいりたい。また、これは当然避難所というのは相当数が増えます。やはり限られた財源の中でやるためにも、やはり国に対しても、そうした点についてもしっかり訴えていくということが必要かと考えております。

西沢委員

せっかくこれ、国土強^{じん}靱化地域計画、徳島県が選ばれてやるんですから、この中にしっかりと入れて国のほうに、国の尻をたたいて予算を付けてもらって、モデル地域で頑張ってもらいたいと思います。

それから、この前に、去年の9月議会ですかね、災害で亡くなった方のことを私、取り上げました。残念ながらその時までは、死者ゼロということを中心に考えたのかどうか分かりませんが、亡くなった方に対するフォロー体制というのは、県の理事者関係としては、余り状況がちゃんとできてなかったんちゃうんかなというふうな感じを受けました。その時にはしっかりとやりますという返事いただいたと思うんですけれども、それ以後にありましたね、11月のいつやらに。医師会でしたかね。

(「歯科医師会」と言う者あり)

歯科医師会か。11月の10日に、平成25年度災害コーディネーター研修会というのが、日本歯科医師会の中でいろんな全国でやる会、7地区の会の中で徳島県がやるということで、これに対しては参加したいということをお願いしたと思うんですけれども、そのこと。それから、それ以後に最近またありますね。この8月23日にも徳島クレメントで、これは警察ですね。第13回警察歯科医会全国大会がこの8月23日にホテルクレメント徳島であるということを報告していただいておりますけれども、これに対して県の理事者の取組、参加の仕方、このあたりを教えていただきたいと思います。

田中医療政策課長

災害医療の関係で、いわゆる検視検案の非常に大切な役割を果たす歯科医師さんとの協業のお話でございます。昨年来、西沢先生からお話を頂いておりまして、私ども災害医療に関して、特に人が受ける最後の医療ということで、亡くなった後の身元確認について、まずは医師が立ち会って、さらに歯科医師の甚大な協力によって、初めて身元の確認ができるというような手続について十分に勉強してまいりました。そういった流れの中で、今、先生から話がありましたように、全国の警察医の歯科医師の検視検案の大会が8月の23日に行われるということで、私どもも職員をパネルディスカッションとか、あるいはそれ以外の行事にも大勢出ささせていただいております。そうした中で歯科医の先生方と議論あるいは意見交換をして、その場における対応の困難さとか、あるいはどういうふうな対応をすればいいかというのを学んできているというような状況でございます。昨年の11月の研修会でも、その情報というのを歯科医師会さんから様々頂いておりますので、そういったことも含めて連携を密にしているといった状況でございます。

西沢委員

去年の9月にもうちの姉のことを言いましたけれども、姉が南海地震の時に、兄貴が2歳5か月で背中に負われとって、津波で足がさらわれてお母さんがひっくりこけて、それで起きたらいなかった。その時に臨月やって、10日後の昭和22年の1月1日に長女が産まれましたけれども、非常に産まれてからずっと体が弱かった。この前亡くなりました。亡くなる時に、私だけ兄弟の中で何でこない体が弱いんかと言って悔やみもって亡くなりましたけれども、その産まれるまでの10日間のやっぱりお母さんのストレス、そんなんもかなり影響したんかなと。ほとんど体の体温調節ができないような状態で、かなり長期間そんな状態だったしね。そういうことを思ったら、やはりそういうお母さん、妊婦さんの心のケア、そんなんが本当に大事なんじゃないかなという気がします。まだまだそういうところまで手が回ってませんからね。やはりそういう亡くなった方の周りの心のケア、いろんなケアを、そういうなんもちゃんと、誰がどうしてするんだということも含めてやっていただいたらいいんじゃないかなというふうに思います。今日はもう余り長く言うつもりはございませんので、このぐらいにしときます。

岸本委員長

それでは、午食のため委員会を休憩いたします。(11時56分)

岸本委員長

休憩前に引き続き委員会を再開いたします。(13時03分)

それでは質疑をどうぞ。

松崎委員

午前中に戦略的災害医療プロジェクトの実証実験ということでお話がございまして、質問もあったかと思いますが、県の場合はこの概要に書いてあるように、ドクターヘリとか消防防災ヘリが飛べないということでお聞きしておりましたけれども、それはそれでいい

んでしょうね。それで、今回は自衛隊のヘリを使った夜間の救急搬送訓練だということでございますけれども、これは、自衛隊のほうの全面的な協力が今後できていくということでしょうか、これをお聞きしたいと思います。

金井南海地震防災課長

ただいま松崎委員より、今後も自衛隊の協力を得られていくかといった御質問でございますが、今回、夜間におけるヘリの搬送訓練実施に当たりましては、照明の問題とか安全確保に向けた事前からの準備、あるいは騒音など周辺住民の理解、あるいは搭乗する医師の確保など様々な課題がありまして、それを今回、自衛隊、医療関係機関を調整させていただいた結果、訓練できる運びとなりました。こうした最初の訓練でございますので、まずはこういう訓練をやってみまして、今後の在り方について自衛隊をはじめ関係者の皆様の意見をお聞きし、今後も私どもとしましたら、次の訓練、積み重ねていけるように協議してまいりたいと思っております。

松崎委員

伊島は離島でございますので大変有り難いことなんですけれども、いわゆる県の地震対策行動計画の見直しというのも事前に配付されましたけれども、その中で、17ページには、孤立化対策としての臨時ヘリとか消防防災ヘリ等の運航体制の充実強化とか、そういったいわゆる行動計画が示されておるんですが、こちらとの関係性みたいなものはどういうふうに理解したらよろしいのでしょうか。これはこれであって、自衛隊は別なのかどうか。

金井南海地震防災課長

とくしまー0（ゼロ）作戦地震対策行動計画に位置付けておりますヘリポートの整備につきましては、ドクターヘリ、昼間の運航ができます消防防災ヘリとかも含めまして、孤立化が懸念される集落においてヘリポートをどんどん増やしていこうという事業でございます。一方、今回は、ドクターヘリ、消防防災ヘリが飛べない夜間ということで、今回初めて夜間、自衛隊の協力の下実施するということでございます。関係がないかといいますとそうではなくて、ヘリポートも整備していきながら、そういう対象地を広げていきたいと思っております。

松崎委員

あと一点だけお聞きしときたいんですが、伊島の運動広場ですかね。これは、私も伊島の運動会とかいろいろ呼ばれて行ったりするんですが、伊島の小中の学校のある校庭というふうなことでよろしいのでしょうかね。それではないんですか。どこにあるのでしょうか。運動広場というのがちょっと分からないんですが。

金井南海地震防災課長

伊島運動広場につきましては、学校とか集落のある島ではなくて、その西側にある前島という所で、「橋を渡った」と言う者あり）橋を渡った所で。その漁港の裏にある背後地の広場でございます。

松崎委員

その広場ということになると、今後、先ほど御質問があったように、伊島にいわゆるこういうヘリ基地というんですか、そういったものを地元の要望があれば検討していきたいがということのお話がありましたけれども、そういう検討をするためのプロセスというのはどういうふうになるのかというのが一つと、せっかく夜間訓練されるんですから、このLEDの発光式コーンバーというんですか、これは固定式なのか移動式なのか。これから実証実験の結果にもよるかと思うんですが、仮に、そこが昼間は県のドクターヘリとか消防防災ヘリが着陸するんだけど、夜は自衛隊の応援が頂けると。こういうことになると、このLEDの発光式コーンバーというのは常設する必要があるのかなという気もしたりもするんですが、そこら辺はどうなんでしょうか。

金井南海地震防災課長

今回、伊島を使わせていただいた時に、まず、夜間降りられる所ということで地元の人と協議させていただきました。そして、伊島には学校があるんですけど、学校には夜間照明がないといったことで、漁港の後ろにあります運動広場を使わせていただきました。今回、その照明に当たりましては、地元の消防団の協力を得まして、地元にあります阿南市から借りた投光器2器を地元の協力で照らしていただくと。もう一つ、それでは照明が十分でないので、LEDを用いた照明ということで発光式コーンバー、これにつきましては全国道路標識・標示業四国協会徳島県支部からお借りしまして、工事現場にありますポールみたいなもので、夜間光ると。進入禁止とかいったことを明確にするためのポールみたいな光るバーでございますが、それを借りてきまして照らしてみると。今回、この十分な明るさがあるとなれば、これはお借りしているものなんですけど、伊島で降りられる運動広場についてこの照明をどうやっていくかといったことにつきましては、阿南市とか伊島の皆さんの話を聞きまして、どうしていくかというのは今後対応していきたいと考えております。

松崎委員

そしたら、要望だけしておきたいと思います。是非伊島の皆さんそれから阿南市とも十分御相談いただいて、夜もいつ災害医療が必要になるかも分からない、離島であるということもありますし、昼間はドクターヘリとか消防防災ヘリが離着陸できると。そういうことが確保されると地元の人も安心をするし、今度、7月20日からは、伊島芸術祭「楽園」というテーマで三好先生の写真なども使ったイベントが行われるわけですけども、そういうたくさんの方がこられたりしたときに、もし何か体調が悪くなるとか緊急性ができたときとか、そういった場合にも必要なヘリ基地なのかなという感じがしますので、是非地元と御相談いただけると有り難いなと思いますので、よろしくお願いします。

それじゃ、本題ということになりますが、その前に前回、実はいわゆる災害遺産としての石碑とか文献とか、そういったものを選定するのにエントリーしていくということでお答えいただいたんですが、その際に、例えばこういった災害遺産を学校現場で、例えば防災や減災教育また社会教育の現場でどの程度生かされてるのかということもお聞きしてお

ったかと思うんですが、その点が分かるのであれば一点確認の意味で教えていただきたいというのが一つと、その時に部長さんのほうから、そういう遺跡を単に見るだけでなしに、語り部の存在、語り部を生かすことが重要であるだろうというお話もありました。そのとおりだと思うので、今度17日に美波町の一番古いという遺跡を、遺産ですか、それを見せてもらいに行こうと思ってるんですが、この場合は地元の町会議員の方に御案内いただいて説明を受けようと思っておりますけれども、やっぱり地域でこういった災害遺産を活用して防災教育を進めていくとすれば、語り部の生の話といいますか、だんだん生のお話をできる人も減ってきてる状態の中で、語り部をどう生かしていくか、また引き継いでいくかということも大変大事になるかというふうに思いますが、現状としては、例えば語り部としてお願いしている人がこの程度おいでるとか、そういう登録制度があるとか、そんなことはあるんでしょうかね。ちょっとお伺いしたいと思います。

高原体育学校安全課長

松崎委員のほうから、史跡等の学校における教材としての利用状況ということで御質問いただきました。一番新しい数字で申し上げます。昨年度の4月から10月の間の各学校の調査を実施しております。小学校におきましては、防災施設や史跡等の見学を実施しているかどうかというのが質問項目でございますけれども、美波町、牟岐町、海陽町では全ての学校で実施ができております。また、ほかの市町村で申し上げますと、勝浦町、神山町、東みよし町でも全ての学校で実施がされております。中学校におきましても、牟岐町それから海陽町、佐那河内村、勝浦町といった町のほうで全ての学校で実施ということです。県内の全ての学校から言いますと、全体で67.6パーセントの小学校、中学校では50パーセントの学校で教材として活用できているというような状況でございます。教育委員会としては、今後とも学校や地域の実情に応じまして防災教育ができますように、学校訪問や教職員研修のほうで指導してまいりたいと思っております。

志田防災人材育成センター所長

地震、津波に詳しい地域の語り部の存在、その登録というふうなお話でございますけれども、県のほうでそういう方々を、今現在、県のほうでは登録させていただいてるということはございませんが、今後、防災センターのほうで、津波碑等から歴史に学ぶということは非常に重要な取組でございますので、津波碑を巡るツアーとかそういう学びのツアーとかを企画していく中で、そういう地域の語り部を活用していくというようなことも検討してまいりたいと考えております。

松崎委員

ありがとうございました。学校現場でも格差があるようですけど、特に南のほうはもう100パーセント、いわゆる災害遺跡を活用して、本当に身近な学習活動が行われてるんだなというふうに思います。是非それを広げていくという意味で、今後、語り部の方がいろんなツアーなどでも説明をしていただくという、生々しいいろんな体験もお話しいただけるということが、より一層防災意識を高めることになるんじゃないかなと、そんなふうに思いますので、お取組を重ねてお願いを申し上げておきたいと思います。

そこで、次は、とくしまー0（ゼロ）作戦の地震対策行動計画というのがありまして、この見直しの案が出されております。それで11ページには、いろんなことがたくさんあるんですけども、液状化対策の推進という項目があって、6項目ほどの対策の推進がそれぞれ記載されております。全体には評価としては順調と、こういうふうになっていますし、液状化予想のマップの作成、公表は既に終わってると。こういうことでございますけれども、東日本の中で、私どもも現地を見せてもらいましたけれども、やっぱり液状化によって、もう慢性的にというんですかね、道路が潰かかってしまっている状況とか、液状化によっていろいろ家屋、建物が被害を受けてる状況なども聞いてきましたけれども、この液状化対策の中で、特に東日本の液状化の被害状況や対策の調査検討をするということで、順調にやっておるということなんですけれども、液状化対策から学んで、徳島県の液状化に対する被害の想定とかそういったものはどのように考えられておられるのか、まずお聞きしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

ただいま、徳島県の液状化対策につきましてどのように取り組んできたのかという御質問でございますが、平成23年の3月11日に東日本大震災が発災後、県から現地のほうに職員が出向いて情報収集を行いますとともに、また、4月には減災対策検討委員会を設置いたしまして、東日本大震災でどのようなことが起こってきたのかというようなことを調査しまして、課題の洗い出し、それに対する対策の検討、そういうことを進めてきてございます。

それで、液状化につきましては、昨年7月31日に県の第一次の徳島県南海トラフ巨大地震想定の中で液状化危険度分布図というのを公表させていただいております。現在、ホームページのほうで公表しております。やはり液状化になりますと、建物の被害、傾いたりとかそういうふうな被害が起こるというようなことで、家を建てるでありますとか造成するというようなときには、県のこういう危険度の分布図でございますとか、あと県のホームページのほうで、徳島県総合地図提供システムという中で徳島県地盤情報検索サイト A w a j i b a n ということの中で、ボーリング柱状図でございますとか土質試験の結果、こういうようなものも併せてお示しをさせていただいております。液状化対策というのを検討される際には、そういう資料も御参考にしていただければと考えてございます。

松崎委員

液状化の現象が起こる、そしてその対策をするということが必要なんですけれども、例えば液状化の場合は、そこがやっぱり埋立てであったかどうかといったような土地の履歴を明らかにすることが必要なんではないか。特に埋立用地だったのかどうかとかですね。そういった関係については、リストは出してると言っておられますが、そういう履歴的なものはそこに含まれるというふうに理解していいんですかね。少しお伺いしたいと思います。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

県が公表しております液状化危険度分布図につきましては、この分布図を作成するに当

たりまして、県下のボーリングデータ、そういうようなものは反映をしてございます。また、今、委員がおっしゃられました埋立地でございますとか旧河道、こういうような箇所につきましては、やはり液状化が懸念される土地であると考えております。それで、今、国土交通省ではございますけれども、ハザードマップポータルサイトというのが整備されておりまして、この中で本県の沿岸部におけます埋立地でございますとか盛り土地それから旧河道、こういうのが分かる土地条件図というのが公表されてございます。それを御覧いただきますと、旧の地形がどのようになっているのかということも分かるようになってございます。

松崎委員

土地の条件図があつて、それを見ればわかるということなのですが、例えばですけれども、液状化対策をしていくためには、これまではどちらかというと建物、上の部分で耐震化対策等々が中心だったと思うんですが、液状化ということは地下の部分になって、見えない部分になってくるわけですが、やっぱり液状化に対する心配は、今、ホームページに記載されるということになってくると、うちの所はどうなっているんだろうなという心配とか不安も募ってくると思うんですが、そのためにも、やっぱり安心して専門家に相談できるような制度というのが必要でないかと思うんです。それは、例えばの話ですけれども、液状化に対応して液状化対策のアドバイザー制度みたいなものが必要ではないかと思うんですが、徳島県での取組はどのようになっておりましたか。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

液状化に対しますアドバイザー的な方が必要でないのかということでの御質問でございます。液状化につきましては、これを防止するためにいろいろな工法がございます。そういう中で、例えば地盤の密度を上げるために砂を加えて地盤を締め固めるサンドコンパクションパイル工法でございますとか、セメント系の固化剤を地中に混ぜて混合処理をやる方法、それから地盤を液状化しない砕石等で置き替える工法、いろんな工法がございます。今のところ、県のほうで直接アドバイザーというようなことで御依頼をしてということとはございませんけれども、そのあたりにつきましては、やはり地質専門の業者さんでありますとかそこら辺の協力を頂くことによりまして、この場所が液状化の危険な区域であるというようなことのアドバイスなんかは頂けるのではないかと考えてございます。また、県の出しております危険度分布図によりまして、PL値、液状化指数と言われているものでございますが、これが15以上になれば危険性が高いということで、地図上では赤色で示しておるということで、それを見ていただければ、大体この辺りが危険であるかどうかというのは判断できるのではと考えてございます。

松崎委員

図面を見たら、確かに赤色が、特に沿岸部、真っ赤っかになってると思うんですけれども、そういう不安に対して、今、いろんな工法もありますよというお話がありましたけれども、それをやっぱりアドバイザー的な制度を作って、これ、地質専門の方がおいでということになるんですが、それは、言わば一般の人はどこへ行って尋ねてええのか分から

んというようなこともあろうかと思うんですが、それを克服するためには、そういうアドバイザー制度を新たに作るなりして、こういった場合うちの所はどういうふうに補強していったらいいのかとか、そういう相談をする制度が、そろそろと言ったらあれですけども、今までは建物で言えば上の部分だったんですけども、これから地下の见えない部分の液状化についての対応も必要ではないかと思いますが、改めて、この地質専門業者に聞けばわかるんだということですけども、そういう制度化をしていってはどうかということについてはどうでしょうかね。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

今、委員のほうから、液状化に対するアドバイザー制度、そういうようなものを考えたかどうかという御質問でございます。これにつきましては、液状化対策というのも一つの重要な対策であると考えてございますので、地質専門の業者の協会でございますとか、そこら辺と相談をするなり、今後、検討をさせていただきたいと考えてございます。

松崎委員

よろしくお願ひしたいと思います。県としては、できれば提案なんですけれども、そういう専門家の方も入れた液状化対策委員会といいますか、そんなものも設けながら、片一方では耐震化とか避難所の、まずは逃げるとかそういうこともやってきたんですが、現実に住まわれている方の所で液状化の心配をされる方があるわけですから、それに対して安心を与えるようないろんなアドバイスがあってもいいし、対策があってもいいんじゃないかと。地震に対しては補助金が、耐震化に対しては補助があるけれども、液状化に対しては補助金がないですよね、たしか。そういうことについて、やっぱりしっかり県として液状化対策委員会的なものを、仮称ですけども、設けてはどうかということなので提案を申し上げておきたいと思います。

あと一点は、私は阿南出身でございますから、阿南市の沿岸部というのは、ほとんど津波がやっぱり押し寄せてくるということが予測されている所なんです。その沿岸部というのは、御案内のとおり、いわゆる米どころなんですけれども、東日本へ行くと、津波浸水して塩害が出た所は米がなかなかとれないという問題があると思うんですけども、いやごとではないんですが、この見直しの中では、除塩ですか、塩を除く対策の実証実験が挙げられておって、それはもう達成されていると評価されておるんですけども、どのような内容になるのかということ、一つお聞きしたいと思います。

それから、もう一つは、先ほど言いましたように米どころですから、土地が、水がずっと抜けるんじゃないんですね。多分除塩ですか、塩を除くために水をまいて薄めて地下から流すということをやられるんかと思うんですが、逆に米どころであるだけに粘土質なんですね、基本的には。そこにやっぱり米がたくさんとれるということがありますが、そうすると、なかなか塩が流れにくいといいますか、取りにくいと。東日本でも、3年経過しましたがけれども、なお米作等々ができないというんですか、そういうことで悩まれているように思うんですけども、この防災対策の中での除塩対策の状況、また現状の評価についてお伺ひしたいと思います。

檜垣農業基盤課長

まず、除塩の方法についてでございますが、除塩につきましては、土質とそれから暗渠^{きよ}排水の施工の有無について二つの方法で考えております。一つが、まず既に暗渠が施工されておまして、砂、砂質土などのほ場では排水が良好でございますので、縦方向への水の浸透が十分期待できるということで、まずほ場を耕起いたしまして、農地の末端や暗渠排水の排水口を閉めまして、耕起した土が完全に漬かる深さまで湛^{たん}水した後、暗渠^{きよ}の排水口を開き、水を排水させる縦浸透法を取り入れたいと考えております。もう一点が、海水による塩分^{きよ}の影響が表土の表層部分にとどまっておるほ場につきましては、地下水位が高く、暗渠が未整備で排水性も悪く、縦方向への水の浸透による除塩効果が期待できないほ場におきましては、耕起の後、土壌^{たん}が完全につかる深さまで湛水しまして、2日から3日程度置いた後、土壌中の塩分を湛水中に溶出させまして、それらをほ場から排水する溶出法を考えております。先ほど委員からもございました、地元のほうで粘質土ということでございますので、この場合は溶出法が一番良い方法でないかと考えておるところでございます。

また、営農のほうの除塩の現在の取組状況でございますが、農業支援センター、石井のほうにできておりますが、そこで実験等を行っておりまして、昨年25年度にはレンコンや水稻、ラッキョウの除塩を、どこまで数値を下げれば作付可能になるかということなどを取りまとめまして、11月25日に農業版BCP第2版として改訂をして発表したところでございます。

松崎委員

分かりました。ただ、この除塩対策はそういうこととお話がありましたけれども、実際として、除塩効果が表れて農作物が再開できると。こういうめどというのはどの程度かかるんですかね。

檜垣農業基盤課長

除塩のめどと申しますか、除塩までには当然農地が災害を受けた場合には順番がございまして、まずは大型がれきの撤去、それから細かいヘドロの撤去、そして農地の施設の復旧、これは揚水機場とか排水路とか、そういうものをまず復旧いたしまして、その後除塩を行うという形になってまいります。どうしても除塩を行う場合には水が大量に必要となってしまうので、こういう順番で進めまして、最終的に営農再開となってしまうので、場所によって違うかとは思いますが、宮城でもやっぱり3年程度はかかっているのではないかと考えております。

松崎委員

津波が押し寄せてきて、そして農作地が塩をかぶるということになってくると、それを再開するまでに、いろんな対策をしなきゃなんということ、3年程度かかるということになってくるんですね。これから先は営農の関係になってくるかもしれないけれども、その間、農家はどないして食っていくのという話にもなってきます、実は。これは今日は、質問したらそれはよその農林水産部のことだと言われるんだろうと思いますので、塩害対

策としての農作物の研究，検討ということで，レンコン等の検討も行われたり，いろんな作物の検討も行われてるというふうに思うんですけども，是非そちらのほうもしっかりやっていただきながら，農家の農業版のBCPというんですかね，これが具体化できるように。そういうめど，前が見えるような形のものにしていただかないと，農家の人はもう前のほうが見えないということに，もし被災した段階でですね，ということになってくると大変だなというふうに思いますので，その点については要望ということでお願いしておきたいと思います。

最後になりますけれども，また大型の台風が来ようとしております。心配されるのは，今，九州辺りも相当増水して，お亡くなりになったりいろいろしてるんですよ。国の管理河川等々は国の仕事ということになるろうかと思いますが，やっぱり中小河川としての県管理河川，ここの危険度というのは依然として残ってるんでないかと。それは，一つは河床がどんどん上がっていく部分で，堆砂した砂利等々が高くなってきて，川全体としての保水力がなくなってきたという問題がありますし，もう一つは水が出てきた場合に，雑草，雑木が河川に生えてしまって流れを悪くして，そのことが結局せき止めをして，農地であったり民家のほうに流れてくると。こういう問題があると思うんですが，県としてはこれらの対応についてどのように考えられておるのか，基本的な考え方のところだけお伺いしたいと思います。

森河川振興課長

今，委員のほうから，県管理河川におけます治水対策に係る立木あるいは堆積土砂の取組ということで御質問いただきました。徳島県におきましてはこれまで，河川の流水を阻害いたします立木あるいは堆積土砂の除去については，災害の予防の観点から非常に重要な取組であるという考えでございます。このため，県におきましては，定期的な河川巡視におきまして治水上支障があると認められた場合におきまして，緊急性あるいは事業の効果などを総合的に勘案させていただきまして，堆積した土砂の除去であるとか，あるいは立木の撤去などを進めているところでございます。今後とも，台風が近づいておるところでございますけれども，引き続き適切な維持管理に努めてまいりたいと考えてございます。以上でございます。

松崎委員

私も阿南市ですけども，それぞれ県下の県管理河川がたくさんあるかと思いますし，大きな台風が来たり，これからまた秋に向かって台風のシーズンが来るわけでございまして，県民の皆さんが不安を抱えておると思います。是非課長から決意があったように河川管理に万全を期していただいて，言わば治水がしっかりとされるようなこと，そして，よもや県の管理河川で人命が失われたりしないようなことをお願いをしておきたいなというふうに思います。以上であります。

長池委員

質問する予定ではなかったんですが，防災のことは待ったなしということで，思い付いたことをちょっと言わせていただきます。いわゆる0（ゼロ）作戦ということで，一人も

死者を出さないという目標の中で今、県が防災対策をしております。事前にできることをあらゆることを全てやるという中で、私が今思っておるのが、各建物の耐震化と、もう一つはいわゆるその中身のじゅうきや家具の転倒防止、防災、落下とか移動するといったことの防止策ということについてであります。要は建物が潰れたり、若しくは潰れなくても家具が転倒したりその下敷きになったり、そういうことによって命が損なわれる、もしくは避難すべきがなかなか避難できない、そういった状況が容易に想像されるわけですが、震災から3年たって、耐震化というのも、いわゆる木造建築物、今、県が事業を進めておりますが、すごく、数がうまくいってるとは言い難い状況であります。今年も引き続き木造建築物の耐震化の事業がありますが、それはもう以前から頑張ってくれと言うしかないで頑張っていたとということで、今日に関しては、その家具とかじゅうき類の転倒、落下、そういったものに対する安全対策ということで、これはこの委員会前にお聞きしましたところ、どうも建物と違って耐震基準があるわけでなさそうであります。自分の周りに聞くと、全部家具とか固定した、テレビとか固定してあるって聞くと、余りうまいことやってないですね。多分この部屋におる人で、うちの家は完璧ですって言うて手挙げれる人少ないんじゃないかなと思ひまして、かく言う私も7割ぐらいまでしかできてないんですが、あと、両親が寝とる部屋を何とかせないかなと思ったりはしております。一番先にやっぱり子供が過ごす部屋とかは先にやってしまうんですが、命には変わりないとはいえ、親というのはそういうものでございまして、完璧でないと。何が言いたいのかといいますと、この指針、耐震対策の基準がないというのが、もう一度ちょっと確認したいんですが、何もないんでしょうかね。

酒井とくしまゼロ作戦推進室長

家具の固定の基準があるのかという御質問でございますけれども、家具につきましては特に定められた基準はないというふうに思っております。ただ、器具、鎖とかによりましては、何十キロまで耐えれるとかそういうのはあると思いますけれども、これだけの力にとかいう基準はないかなというふうに考えております。

長池委員

多分そうだと思います。逆に、じゃ、こういうふうに固定しましょうとか、いわゆるそういう指針といいますか目安というか、そういった啓蒙活動というのは、今のところ県のほうではどういうふうに進められていますでしょうか。

志田防災人材育成センター所長

家具の固定の普及についての御質問でございますけれども、防災センターのほうにおきまして、一つは家具の種類によって、こういう家具の場合は例えば天井に、かなり高さの高い水屋でありますと天井を押さえる、天井との間で押さえるものですね、挟むとか据えつけとか。あるいは、もっと重いものでしたら金具のほうで留めるとか、いろいろその種類に応じて家具固定の仕方がありますよということ、パンフレットも作成したり、あるいはホームページのほうでそういうやり方を周知したりもしておりますし、また防災の出前講座のほうで、そういうことについて詳しいことを知りたいのであれば活動推進員のほ

うがお邪魔しまして、そういう方法を伝授するといいますか、お話しさせていただく。また、年に数回やっております特別なテーマを設定して講座を行う場合に、家具固定でありますとか、あるいはまた窓ガラスの飛散防止対策とか、そういうものを設定して講座をやったりしまして、いろんなやり方で家具固定が進むように取り組んでいるところでございます。

長池委員

多分家庭内のそういった防災というのは、最終やっぱり自助といいますか、自分たちでしっかりと身を守る対策として進めていくことがまずは重要だと思いますので、そういった啓蒙活動、またお知らせ、ヒントを与えるということが大事になってくると思うんですが、ちょっと幅を広げると、この工場とかオフィスについてであります。そこで、大会社というか、大きな徳島で言うと大塚製薬さんとか日亜化学さんとか、ああいう大きい所は工場とか倉庫においても多分しっかりと耐震、建物だけじゃなくて中にあるじゅうき類、機械、棚、全てしてあると思いますし、多分そういうアドバイザーといいますか、建築士の方、大手ゼネコンの方とかにアドバイスもらいながらできるんだと思うんですが、中小零細企業で、町工場といいますか、そういった所での、いわゆる商品棚があって、棚と棚の間にパートの方がテーブル広げて作業をされている所があると思うんですね。案外そういった所というのは落とし穴になっておりまして、実はそういった耐震よりも日々の生産、売上げ、そういったものが経営者の方のほうはどうしても頭が行きがちです。そういったものに対してしっかりと指導とか何かできればいいかなというふうに思います。例えば一番いいなと思うのは、消防法みたいな形で、消火設備はこれだけ要る、避難経路は要るといった形で、余り守れてないような所を立入検査で指導するとかですね。そこまで行けばいいなと思うんですが、なかなかそれは国の関連の法整備が要るんだろうなと思います。是非そういった、住環境だけでなく職場環境というんですか、これはもう労働局も関係してくるような話になるんですが、最終は死者0（ゼロ）を目指すわけですから、これからそういった新しい考えも取り入れながら、県のほうでしっかりとその防災対策を進めていくというふうな姿勢が必要ではないかと思います。単純にこの耐震基準を県のほうで決めたりすることは難しいと思うんですが、じゃ、あとはもうおうちの人任せ、経営者任せていうわけにもいかないというところにある部分でございますので、そういった問題をどうちょっとでもクリアしていくかというのを、是非今後の検討課題の一つとして入れていただけたらなというふうに思います。これは9月議会でも、11月でも、定例会ごとにちょっとずつ議論を深めれたらと思っておりますので、是非要望しておきたいと思います。以上でございます。

岸本委員長

ほかに質疑はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

それでは以上で質疑を終わります。

次に、請願の審査を行います。お手元に御配付の「請願文書表」のとおり、2件となっております。

初めに、請願第60号の3「ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について」を審査いたします。本件について、理事者に説明を求めます。

佐野教育長

請願第60号の3「ひとりひとりを大切にするゆきとどいた教育について」を御説明させていただきます。

①－1、各市町村の小中学校の校舎耐震化に対し、県として十分な財政措置をすることにつきましては、公立小中学校施設の耐震化は、設置者である市町村が、国からの補助を受けて計画的に取り組んでおり、県下公立小中学校施設の耐震化率は、平成20年度末の約55パーセントから大きく進捗し、平成25年度末では、約96パーセントとなりました。国では、これまでも、耐震化に係る補助制度の拡充や、地方財政措置の拡大、大規模な補正予算等によって、市町村の要望に対応しているところです。県といたしましては、国に対して、更なる補助制度の拡充や予算の確保について重点的に要望を行ってきたところ、平成25年度につきましては、当初予算に加え、補正予算により対応されたところです。一方、県も市町村と同様に、県立学校の設置者として、平成27年度末の県立学校耐震化率100パーセントを目指して取り組んでいる中で、国の補助率のかさ上げ対象とならない小中学校施設に対する県独自の補助制度を平成20年度に創設し、平成27年度まで実施するなど、現時点において可能な限りの支援を行っているところです。

①－2、津波に対して子供たちの安全な避難場所の確保に努めることにつきましては、甚大な被害が想定されている南海トラフを震源とする巨大地震に備え、児童生徒が自らの命を守り抜くためには、主体的に判断し、行動する態度を育成する防災教育の推進や、津波に対して安全な避難場所の確保は、大変重要であると考えております。県教育委員会では、学校防災管理マニュアルにおいて、災害発生時に児童生徒の命を守るための指針を示しております。各学校においては、学校防災管理マニュアル及び徳島県津波浸水想定に基づいて、学校防災計画を策定し、津波・地震災害に対する避難場所の見直し、検討を行い、児童生徒の安全な避難場所の確保に努めております。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「継続」と言う者あり)

(「採択」と言う者あり)

それでは、継続審査と採択との御意見がありましたので、お諮りいたします。まず、継続審査についてお諮りいたします。本件は、継続審査とすべきものと決定することに賛成の方は、御起立を願います。

(賛成者起立)

起立多数であります。よって、本件は、継続審査とすべきものと決定いたしました。

次に、請願第62号「公共施設等へのLPガス設備の導入について」を審査いたします。

本件について、理事者に説明を求めます。

床桜危機管理部長

請願第62号について御説明させていただきます。

本県が昨年公表いたしました被害想定では、避難所への避難者数は、地震発生後には約20万人、発災1か月後においても約10万人という数値になっておりまして、長期に及ぶ避難所での生活の質を高めるためには、エネルギーの確保が大変重要でございます。L P ガスは、ボンベによる個別供給であるため、復旧は比較的早くなっておりますとともに、徳島県エルピーガス協会は、県及び全ての市町村と、災害時における応急生活物資の供給に関する協定を締結し、避難所へのL P ガスの優先供給といった協力が行われることとなっております。避難所等となる公共施設のエネルギーにつきましては、代替性或早期の復旧に配慮する必要があることから、県の各施設の管理者はもとより、市町村に対してL P ガスの導入の有効性について、十分周知を図ってまいります。

岸本委員長

理事者の説明は、ただいまのとおりであります。本件は、いかがいたしましょうか。

(「採択」と言う者あり)

それでは、本件については、採択すべきものと決定することに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。よって、本件は、採択すべきものと決定いたしました。

以上で、請願の審査を終わります。

【請願の審査結果】

継続審査とすべきもの(起立採決)

請願第60号の3

採択とすべきもの(簡易採決)

請願第62号

次に、当委員会の県外視察についてでございます。ただいまの予定といたしましては、8月18日から8月20日までの三日間の日程で、東日本大震災の被災地における復興状況及び国の南海トラフ巨大地震対策について調査するため、東北方面及び関東方面の関係施設等を視察したいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それではこれをもって、防災対策特別委員会を閉会いたします。(13時54分)